

一九二〇年代後半における中国関税改定問題と日華実業協会

藤井崇史

【要約】 第一次世界大戦後、日中間の経済案件を解決することを目的に、日華実業協会という日本人実業家団体が結成された。本稿では一九二〇年代後半に重要な外交懸案となった中国関税改定問題についての同会の運動を検討し、その政治活動の特色を明らかにする。会の中心を在京の実業家が占めていた日華実業協会は、当初は関税問題への対応をめぐって利害を異にする在阪の実業家との連携を欠いていた。しかし会議が中断され中国情勢が流動化すると、同会は在京の実業家と在阪の実業家の意見を媒介・統合し、政府に対して関税率・対中債権問題の包括的な解決と政党間対立を超えた一貫した対中政策の形成を訴えるようになる。当該期の日華実業協会の活動は、関税問題の政局化を避けつつ、国内実業界の意見を統合し、政府との意見交換の緊密化を図ろうとするものになっていったのである。

史林 一〇二巻六号 二〇一九年十一月

はじめに

周知のように、二〇世紀初頭より中国政府は、日本を含む列強との「不平等条約」によって規定されていた関税率の段階的な改正を目指し、一九二〇年代後半には関税自主権の完全な回復を求めに至った。本稿ではこの一九二〇年代後半の中国関税問題に関して日本人実業家が展開した政治運動を、「日華実業協会」という団体を中心に分析する。

日華実業協会は、一九二〇年（大正九）六月に設立された日本人実業家による団体である。結成の目的は第一次世界大戦後の日中間の経済的懸案を実業家の立場から解決することであり、全国商業会議所連合会を發起人とし、会長には実業

界の最有力者たる洪沢栄一が据えられた。その設立趣意書に「為政者ヲシテ大勢ニ順応シテ其方針ヲ誤ルコトナカラシメ、又既往ノ政策ニシテ苟クモ両国々民誤解ノ因トナルモノハ、大局ニ鑑ミ、猛然トシテ之ヲ改メシメ」るとあるように、本会の創設にあたっては、単なる日中間交流だけでなく、政府による対中政策にも実業家として提言を行う意思が表明されていた。同会の設立は、当時の日本外交の最大の焦点であった中国問題に関して、日本人実業家が広範に結集して民間の立場から発言を強めていこうとしていたことを示すものであったのである。^①

このような性格をもつ同会が、一九二〇年代以降の対中外交について、積極的な政治活動を行ってきたことについては、これまでの研究でもしばしば言及されてきた。しかし本団体がいかなる実業家の意向を中心として運営されていたのか、その運動が日本人実業家の意見をどの程度代表するものになっていたのかという、同会の活動の基本的なあり様については、実はその評価は一定していない。すなわち、同会は主に東京に本拠を構える「主要財閥の意志を結集したもの」という評価^②、また「日華実業協会設立後に（引用者注、以下同様）日本の経済界では、中国における資本主義の成長やナショナルリズムの高揚に伴い、排日ボーイコットと対峙し強硬論を主張する喜多又蔵ら大阪実業界と、財界による日中国交調整を目指す渋沢・白岩（龍平）らとの間で、激しい内部対立が起こ」つたという評価^③、あるいは東京勢を中心としつつも大阪勢の意見も十全に汲み取られており「在華紡に代表される現地の有力資本」や財閥の中でも「中国関内と関係の深い」部門の意向が反映されていたとする見解も示されるなど、大きな食い違いが存在しているのである。

このような齟齬は、先行研究においては同会の運動が特定の局面のみに限ってとりあげられ、その活動内容の変化が、時期的段階差を踏まえて捉えられていないことに起因しよう。しかし、日華実業協会が結成されたことの重要な意義は、その設立経緯が示しているように、本来中国問題に関して多様な利害を抱えていた実業家が、業種や地域を横断して結集し、政治運動を行おうとしていた点にこそ求められる。したがってその政治団体としての発展過程や政治的位置づけを明らかにするためには、実業界内部の動きがいかに統合・調整されていったのが、見逃せない論点となるのではないだ

ろうか。すなわち、諸経済団体との関係を踏まえつつ、同会の活動の変遷を政治過程に即して明確にしてゆく作業が必要となるのである。

その際に本稿で着目するのが、一九二〇年代後半に展開された中国関税改定をめぐる問題である。本問題は、二〇世紀中国にとって悲願だった「不平等条約」改正のハイライトともいえるものであり、これへの日本の対応を論じた先行研究は、政策決定・交渉過程といった狭義の外交史的観点に集中してきた。^⑤ 本稿ではこれらの成果を踏まえつつも、中国の関税改定が対中貿易・投資に関わる日本人実業家の経済活動にとって直接影響を与える問題でもあったことを改めて意識したい。本稿が対象とする時期に先んじ第一次大戦期に中国関税引き上げが日中間で議論された際には特に関西の実業家が大規模な反対運動を起し、^⑥ また一九二〇年代後半の時期についても日華実業協会が活発な運動を展開したことが指摘されているように、^⑦ 中国関税問題の帰趨は一貫して実業家の政治運動の活性化に繋がるものだったのである。とりわけ、筆者は前稿において第一次大戦期の中国関税引き上げ問題への対応をめぐって在京の経済団体と在阪の経済団体との間で意見対立が生じたことを示したが、^⑧ かかる東西間の対立を日華実業協会がどう克服したのかに着目することは、先に指摘した課題を解決する上で、有効な視角となると考える。またそれは同時に中国関税問題をめぐる国内的背景を明らかにすることもであり、これまで外交担当者の視線から分析されてきた当時の対中外交を、構造的興行をもって捉え直すことにも繋がるはずである。

以上のような観点から、本論では、運動と対中外交の展開に即して、①北京関税特別会議の開催時（一九二五年一〇月～二六年七月）、②関税会議中断後、南北両政府による付加税実施期（一九二八年八月）、③国民政府による条約廃棄宣告から日中関税協定締結（一九三〇年五月）までの時期、の三つの段階に区分して検討を行う。その際には、日華実業協会がいかなる対中政策をもって国内実業家の意見をまとめていったのかを時期を追って把握することを第一とし、その上で当該期の日華実業協会の活動が国内政治においてもった意味についても言及することで、当時の中国問題の展開が日本国内

に与えた反響の一端を明らかにしたい。

- ① 日華実業協会の成立経緯については、副島四郎「一九二〇年代のブルジョワジーの中国政策」〔『日本史研究』第一五〇・一五一号、一九七五年〕、片桐庸夫「民間交流のバイオニア 洪沢栄一」の国民外交（藤原書店、二〇一三年）一五一～一五五頁。史料の引用は、『日華実業協会趣意書及規則』洪沢青淵記念財団竜門社編『洪沢栄一「伝記資料」第五五巻（洪沢栄一伝記資料刊行会、一九六四年、以下、『洪沢資料』と略）一六七～一六八頁。会運営の中心人物の一人であった白岩龍平（東亜興業・日清汽船）は、同会の設立について、「欧洲大戦後の国際経済競争の熾烈ならんとする潮合に刺激されて、純実業家の対支団体の有力なる活動を必要と感じたので、同人間に議が熟した。さて会頭は……協会は東京・大阪を初め実業家の有力分子を網羅することであり、全国の商業会議所会頭や、各団体の首脳者を包容する為め、青淵先生（洪沢）の外にはな」かったと回顧している（『白岩龍平談話筆記（一九二七年八月一〇日）』『洪沢資料』一六九～一七〇頁）。
- ② 坂本雅子『財閥と帝国主義』（ミネルヴァ書房、二〇〇三年）二二八頁。
- ③ 松浦正孝『大東亜戦争「はなぜ起きたのか」』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）一五九頁。
- ④ 石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』（名古屋大学出版会、二〇一二年）二二九～二三〇頁。
- ⑤ 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、一九六八年）、白井勝美『日中外交史』（塙新書、一九七一年）、同『日本と中国』（原書房、一九七二年）、小池聖二『滿州事変と対中国政策』（吉川弘文館、二〇〇三年）、西田敏宏「東アジアの国際秩序と幣原外交」(一)(二)〔法政学論叢〕第一四七巻第二号、一四九巻第一号、二〇〇〇～二〇〇一年、服部龍二「東アジア国際環境の変動と日本外交」(有斐閣、二〇〇一年)、馬場伸也「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」(細谷千博ほか編『対外政策決定過程の日米比較』東京大学出版会、一九七七年)、宮田昌明「北京関税特別会議とワシントン条約後の東アジア秩序の変容」〔『史林』第八九巻第二号、二〇〇六年〕、など。以下特に断らない限り、外交政策・交渉の基礎過程はこれらの研究による。
- ⑥ 拙稿「第一次大戦下の中国関税引き上げ反対運動」〔『史学雑誌』第一二八編第一号、二〇一九年〕。
- ⑦ 副島前掲「一九二〇年代のブルジョワジーの中国政策」、同「中国の不平等条約撤廃と「滿州事変」」(古谷哲夫編『日中戦争史研究』吉川弘文館、一九八四年)。ただし副島氏は、当該期の日華実業協会の政治運動の活発化の要因を、「中国民族運動」に対するその都度の反発に求めているので、同会の主張の内容や政治活動の特徴の詳細については十分に明らかにされてはいない。氏は前者の論文において、実業家は「一貫した政策綱領にしたがって運動したというよりも、時々的情勢におうじて自らの階級の利害にもとづいて運動したという感が強い」(二四一頁)としている。
- ⑧ 前掲注⑥拙稿。その争点は対中投資・貿易のいずれを重視するかという利害関係の相違にあったが、これについては本稿でも詳しく言及する。

一章 北京関税特別会議の開催と日華実業協会

一節 日華実業協会の対中政策意見

一九二〇年代後半を通じて国際的にとりあげられた中国関税問題の出発点となったのが、一九二五年一〇月より開催された北京関税特別会議（以下、関税会議）であった。この会議が開催されることになったのは、一九二二年のワシントン会議で締結された「中国の関税に関する条約」によって、中国関税の改定とその実施に関する事項を協議するための特別会議を開くことが規定されたことによるものであった。この会議で二〇世紀初頭以来の懸案であった中国関税改定問題の最終的な決着が目指されたのである。本来はここではワシントン会議で決定された二・五%の付加税（奢侈品）に分類された品目は五%の実施が協議されることになっていたが、中国政府は関税自主権の回復を主張し、列国も原則的にこれを容認（一九二九年までの釐金（中国地方政権の財源となっていた内地通行税）撤廃が条件）、関税自主権回復までの暫定措置として導入されることになった税率（品目ごとに段階差を定めた差等税率）をどう設定するかをめぐって、会議は紛糾することになった。本章ではこの関税会議に対して、日華実業協会がいかなる意見を有し、どのような政治活動を展開したのかを、国内の実業家・経済団体との関係を踏まえて検討し、同会にとって中国関税改定がもった意味について基本的な論点を整理する。

冒頭で説明したように、日華実業協会は広範な実業家・経済団体の賛同のもとに設立されたが、その実際の運営は、定員一五名程度の常任幹事による会合によって担われていた（本稿が対象とする時期の幹事について、【表一】参照^①）。関税会議の開催が通知されると、日華実業協会では一九二五年八月から幹事会においてその対応が検討され、外務当局者との面会も交えつつ、意見の調整が図られた。そして九月には、同会としての意見がまとめられ、幣原喜重郎外相宛に提出された

のである^③。幹事の構成がもつた意味については後述することとして、まずはこの意見書の内容を抑えておきたい。

この意見書の要点は、大きくいえば次の二点に集約される。第一に、関税自主権の回復を要求する中国の主張自体には「深ク同情」するものの、その実現は時期尚早であり、「他ノ列国ト異ナリテ我対支貿易上ニ最モ重大ナル影響ヲ与フルモノナルニ依」るとして、関税の大幅引き上げに関しては懸念が表明され、ワシントン会議で決定された税率（二・五％）以上の引き上げは拒否する姿勢がとられたことである。この後、同会は綿製品・雑貨品・海産物などについて、特に関税率について善処が必要な対中重要輸出品としてリストアップし、幣原宛に提出している。既に一九二〇年代初頭の段階で日本の対中輸出はイギリスを抜いて中国の輸入額の二〇％以上を占めるようになっており、中国との貿易関係が最も深い国として改定の範囲はワシントン会議での決定事項を墨守するということが大前提とされていたのである。

その上で第二に注意しておくべきことは、次に示すように、関税引き上げによる貿易へのデメリットに対してのみではなくそれがもたらすメリットについても、強い関心が払われていた点である。

今回ノ増税ハ華府条約締結ノ精神ニヨリ、支那ノ財政交通ノ窮乏セル財政ヲ救助スルコトヲ以テ之ガ主眼トセザル可ラズ、而シテ目下支那ノ財政ハ主トシテ期限ノ迫レル多額ノ内外債ノ為メニ其ノ財政ヲ圧迫サレ居ル為メナルヲ以テ、此際其増収ヲ以テ之ガ整理ニ着手シ、財政上ノ圧迫ヲ除クト共ニ、内外ノ信用ヲ恢復スルニ非レバ、将来財政ヲ確立セシムルノ時期ナカル可シト信ズ。又我国ノ投資関係ヨリ見ルモ、従来ノ投資ノ多クハ元利共未払イノ状態ニ陥リ其ノ結果一般ニ対支関係事業ノ投資ヲ忌避スルニ至リ、両国ノ経済関係ニ顧ミ誠ニ憂慮ス可キ状態ニ在リ、此点ヨリ見ルモ此機会ニ従来ノ投資借款ノ整理及ビ之ガ償還ノ途ヲ構ゼザル可カラズ。

ここで述べられていることを敷衍すると、次のように説明できる。第一次大戦中から直後にかけて、日本政府の対中政

策とも連動するかたちで、横浜正金・日本興業・台湾・朝鮮各特殊銀行に加え、中日実業、東亜興業といった対中投資機関や、三井物産・大倉組といった私的資本による対中借款が活発化することになった。しかしながらその一方で、北京政府の財政は、相次ぐ戦乱や災害、一九二四年の内債大暴落、そして関税改定の遅れなどにより破綻に瀕し、外債の償還は進展しなかった。その結果、日華実業協会が把握していたところによれば、一九二五年末の段階で、担保が不確実な日本の対中債権額は約二億三七〇〇元にのぼっていたのである。^⑥詳しくは次節で述べるが、かかる事態は対中投資にかかわっていた民間機関にとつては致命的な問題であり、「中日実業のような対中国投資機関は、既存借款の元利償還の停止によつて解体の危機に陥り、債権取り立てに狂奔せざるを得なくな」という状況が生じていたのである。^⑦したがって、このような観点からすれば、会議を機に関税を引き上げて窮乏を極める中国の中央財政を援助し、もつて借款の償還問題を解決することに重きが置かれることになるのである。

日本の実業界にとつて、関税会議の開催は、対中貿易と投資というふたつの側面に密接に関わる問題であつたのである。

二節 日華実業協会と国内経済団体の政治運動

ただし、ここで注意しなければならないのは、実際にこの二つの論点は、相互に矛盾をきたしかねない、微妙な問題であつたという点である。すなわち、対中輸出を優先する立場からすれば関税の引き上げ率は可能な限り抑制されねばならないが、他方投資を優先する立場からすれば、それは中国の財政再建や借款償還を阻害することになり、むしろ不都合な結果を招きかねないからである。^⑧

前者の側面に強い懸念をもつていたのが、対中貿易そのものに強い利害関係をもつ地域、特に関西の実業家であつた。

当時の対中輸出の状況を【表2】にまとめたが、例えば一九二五年段階では輸出額の約六〇％を大阪港が占めていた。大阪では紡績・雑貨といった対中輸出に大きなウェイトを占める工業が主要産業として成長しており、なかでも紡績業界は、

一九二五年六月に結成した在华日本紡績同業会の総務理事に元外交官の船津辰一郎を招請するなど、外交・現地情報への関心を高めていた。^⑨

そしてこのような背景は、当該地域の経済団体の関税会議に対する主張・政治行動にも反映されていた。^⑩ 関税会議の開催が公にされると、これらの商工業者を包含した経済団体である大阪商業会議所（一九二八年一月から商工会議所、以下、大商）は、京都・神戸の両商業会議所とも合同で懇談会を開催し、会議への対応策について協議、一〇月末の時点で、①関税自主権の回復は時期尚早、②ワシントン条約で決定された範囲内での付加税実施はやむを得ないが、その際は高率の課税がなされる「奢侈品」の範囲をなるべく狭いものにするべき、などの意見を政府に具申ししていた。^⑪

会議所としての情報収集と検討、そして政府への要求は関税会議が開始されてからも続けられた。会議で新税率の導入が問題となると、同会議所は貿易部会において税率問題に関する研究を行うこととし、所内で検討を続けた。また一九二六年二月に大阪府市・商業会議所共催で「貿易懇談会」が開催され、外務当局者へ中国側への安易な譲歩を行わないようにという要求がなされていた。^⑫ そして、交渉がいよいよ紛糾した同年三月には、会議所を代表して高柳松一郎書記官長が北京に派遣され、現地の視察が行われていた。^⑬ 関税率の変動に関して、会議の成り行きに強い関心が払われていたのである。^⑭

その一方で、第二の論点である借款償還問題に関しては、特に東亜興業などの民間投資機関や各商社が連合して、政府・外務省に働きかけを行うようになっていた。既に債権者たちは一九二三年の段階から、関税会議を期に借款の償還を目指すよう外務省に対して連名で要請しており、^⑮ 実際に会議が迫ると、より具体的な陳情が繰り返されることになった。当初は個別の借款の償還についてそれぞれ要請が出されていたが、^⑯ のち要求はさらに拡大され、九月二十九日には大倉組、泰平組合、住友合資、古河電気工業、三菱合資、三井物産、東亜興業の連名で、外務省に対し、関税会議においては担保保証の無い債権のうち、「元利の取り立てが困難な案件全てを「完全ニ整理」することが求められた。^⑰

このように借款の償還に固執する立場は、在阪の経済団体とは利害を異にするものであり、そのことは当事者たちにも自覚されていた。同年九月一二日には外務当局者と民間債権者代表との懇談会が開催されていたのだが、そこでは債権者側（個人名は不明）から次のような発言がなされていたのである。¹⁸⁾

日本ハ二分五厘以上ノ増収ニハ反対ナルカ如キ処、二分五厘増徴ニ依リ日本貿易業者側ニ新生スヘキ負担七八百万円ニシテ、右以上一分若クハ二分増シ三分五厘又ハ四分五厘ノ増徴ヲ行フコトトナルモ日本貿易業者ノ負担能力ノ限度ヲ超ユルモノト存セラレサルノミナラス、之ニ依リ整理ヲ容易ナラシムルヲ得ルニ於テハ此方却テ利益ニ非スヤ

対中債権者にとつて、関税引き上げにおいて生じるメリット（＝中国の財政健全化による債務の償還）こそが重要であり、デメリット（＝対中貿易への損害）については大きな問題とみなされていなかったことが明らかである。

そして以上のような対中債権者の多くは、在京の実業家で占められており、右のような見解は東京商業会議所（以下、東商）など在京の経済団体においても反映されていた。ワシントン会議後ほどなく農商務省から中国関税引き上げへの対策を諮問された際、東商は「支那向輸出品ヲ製造スル我国ノ低廉ナル粗製品工業ヲ努メテ支那ニ移動セシムルト同時ニ我
国労働者ヲモ之等事業ニ適当ニ雇傭セシムルヲ以テ最モ緊要ナルコトナリトス」として、貿易への損害は中国への事業投資の推進によって補うべしという姿勢を示しており、¹⁹⁾ 関税会議に関しても、関税増収分を無担保債権の償還に充てることを求めている。²⁰⁾ そして会議前の九月一四日に開催された全国商業会議所連合会においては、大商など三会議所は協議の上作成した建議を提出した一方で、東京をはじめ他地域の商業会議所からは、未だ成案が提出されていないという状況であったのである。²¹⁾

では、このような関税問題に対する意見の差異は、日華実業協会としての活動とどのような関係にあったのであろうか。

【表1】 日華実業協会幹事一覧（1925年～1930年）

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 小野英二郎（日本興業銀行、～1927年11月） | 小倉正恒（住友合資、1925年12月～） |
| 荻野元太郎（古河電気） | 森広蔵（台湾銀行、1925年12月～1928年12月） |
| 奥村政雄（三菱合資） | 白仁武（日本郵船、1925年12月～1929年12月） |
| 門野重九郎（大倉組、東亜興業） | 入江正太郎（南滿州鉄道、1927年12月～1930年12月） |
| 角田隆郎（日清汽船） | 船津辰一郎（在華日本紡績同業会、1926年12月～） |
| 中川小十郎（台湾銀行、～1925年12月） | 安川雄之助（三井物産・東亜興業、1927年12月～） |
| 藤瀬政次郎（三井物産・東亜興業、～1928年12月） | 鈴木島吉（日本興業銀行、1927年12月～1928年12月） |
| 倉知鉄吉（中日実業、～1925年12月、1926年12月～） | 渡邊鉄蔵（東京商工会議所理事、1928年12月～） |
| 兒玉謙次（横浜正金銀行、～1927年12月） | 三宅川百太郎（三菱商事、1928年12月～） |
| 喜多又蔵（日本棉花・日華紡織） | 大谷登（日本郵船、1929年12月～） |
| 白岩龍平（東亜興業） | 柳田直吉（台湾銀行、1929年12月～） |
| 森弁治郎（日清汽船、～1925年12月） | 宮島清次郎（日清紡績、1930年12月～） |
| 杉原榮三郎（東京商業会議所副会頭、～1926年12月） | 大淵三樹（南滿州鉄道、1930年12月～） |
| 入江海平（南滿州鉄道、1925年12月～1928年12月） | 深尾隆太郎（日清汽船、1930年12月～） |

※第4、5回『日華実業協会総会報告書』及び第6～9回『日華実業協会会務報告書』（渋沢史料館所蔵）により作成

当該期間中の就任、退任がある場合それを記した

ここで注意したいのは、日華実業協会の運営にあたっていた幹事の構成である。【表1】で改めて確認すると、メンバーの入れ替わりはあるものの、一九二〇年代後半を通して、右に示した債権者の意見書にも名を連ねていた、対中投資に深く関与した企業の人物が多く含まれていたことがわかる。当該期を通じて、日華実業協会の関税問題に対する意見には、彼らの意向が反映されていたと推測できるであろう。事実、一九二五年八月に開催された関税会議についての幹事会では、民間借款の償還問題について詳細な検討がなされているのである。²²

もちろん前節で確認したように、日華実業協会も、関税会議が対中貿易に与える影響を考慮していないわけではなかった。ただし、関税会議そのものに対するスタンスと政治運動のあり様は、日華実業協会と在阪の経済団体とは明確に異なっていた。大商などが関税会議に強い関心を持ち、その都度政府へ関税率について譲歩しないよう要請していたことは既述の通りであり、同会を代表して北京へ視察に赴いた高柳は、交渉が難航している現状から見れば「我国としては成るべくあらゆる機会に於て関税会議を中止せしむるを以て得策とす」と報告していた。²³ 会議の中止を希望するというのは誇張を含んだ表現であるにしても、大商などの動向の背景には関税会議の開催そのものに批判的な見方が存在していたのである。その一方で日華実業協会は、「其（関税会議の）目的ハ窮乏セル支那財政ヲ援助ス

【表2】 対中輸出貿易額の推移
(1925～1930年)
単位：千円

| | 全 国 | 大阪港 |
|------|--------|--------|
| 1925 | 468438 | 289319 |
| 1926 | 421861 | 241105 |
| 1927 | 334183 | 173419 |
| 1928 | 373141 | 218736 |
| 1929 | 346652 | 200266 |
| 1930 | 260825 | 131246 |

各年の『大日本外国貿易年表』及び
『日本外国貿易年表』による

ル為メ賛成シタルモノナレバ、之カ条件ノ如キモ可成多岐ニ巨ルヲ避クルヲ妥当ト信ズ」として、鉱業法の改正、通商区域の拡張、防穀令の撤廃といった会議を機に同時に要求された事項に関しては無理強いしないことを求めている²⁴⁾。すなわち、中国政府の税収を安定させ民間借款の償還を目指す立場からは、何よりも関税会議を確実に成立させることが重要なのであった。事実大阪を中心に展開された請願運動に関して、日華実業協会が積極的に関わっていくことはなかった。

この段階にあつては、関税会議への対応をめぐっては、幹事の大半を在京の実業家が占める日華実業協会と、在阪の経済団体との間には、大きな隔たりがあつたと見て良いであろう²⁵⁾。日華実業協会は本来中国問題に関して、国内外の日本人実業家の連携を図ることを目的の一つとして設立された団体であつたが、国内の実業家を統合し、一致した政治運動を行うまでには至っていなかったのである。

ところで、以上に確認したような実業家の要求に対して、政府の外交はどの程度応えることができていたのであろうか。はやくから白井勝美氏らが指摘してきたように、関税自主権の回復までの暫定税率（差等税率）の決定問題に関しては、日本政府は対中主要輸出品が低税率におさまるよう、強硬に主張していた。そして最終的に決定された差等税率案は、輸出品目を七・五％～二七・五％の間の七段階にわけ新課税を行う（Ⅱ・五％から二二・五％の間の増税を行う）というものであつたが、綿製品・雑貨など日本の主要輸出品の大半は、最低税率の二・五％の増課に抑えられることになつていた。最終的には関税会議に批判的だつた大阪においても日本政府が提案している差等税率案が通りさえすれば、対中輸出に致命的な打撃は出ないとの見通しが示されるようになっていたのである²⁶⁾。

その一方で第二に、債権償還問題の解決にも幣原らは執着していた。日本の対中借款償還にとつて関税会議が重要であつたのはその大部分が無担保借款であつたためだが、日本と異なつて海関を対中借款の担保として有していたイギリスは、

会議の終盤となると関税増収分を債権整理に充当することに固執する日本に反発し、二・五%の付加課税の実施のみを決定することをもって、会議を打ち切る方針を示すようになった。^②しかし日本外務省は、このイギリス提案に妥協することなく、あくまで関税率の問題と、債権整理問題を包括的に解決することを模索していた。^③そして幣原自身が「差等税率及債務整理問題ノ如キ重要ナル成果ヲ終ニ未定ノ儘ニ放棄ヲ默認スルニ於テハ我貿易上ハ勿論、一般対支政策ノ見地ヨリスルモ有害無益ナリトシテ物議ノ沸騰ヲ来スヘク今日迄会議ノ成功ニ望ミヲ囑シ政府ノ方針ヲ支持シ来レル国論ハ俄然悪化スルノ形勢アリ」と述べていたように、かかる判断の背景には関税会議が日本にとつても複雑な利害関係と、国内からの要求が意識されていたのである。^④

したがって、日本外務省が目指したような内容で関税会議が妥結していれば、中国関税問題は対中貿易・投資それぞれに関わる実業家にとってそれなりに満足できるかたちで決着をみるはずであった。しかしながら、最終的に中国国内の政情不安によって、関税会議は正式な協定が結ばれることなく流会することになる（一九二六年七月）。そして次章以降で確認するように、会議の中止によって生じた事態によって、日華実業協会の政治運動のあり様は変容していくことになるのであった。

- ① 幹事会の重要性そのものについては、先行研究の評価は一致している（坂本前掲書及び石井前掲書）。
- ② 「八月十四日幹事会ニ於ケル支那関税会議ニ関スル小田切氏談話要領」「八月廿五日正午幹事会ニ於ケル木村局長談話要領筆記」（日華実業協会往復）（一）所収『洪沢資料』三五六～三六四頁。
- ③ 「支那関税特別関税会議ニ対スル意見」（日華実業協会往復）（一）所収 同右、三六六～三六八頁。
- ④ 「支那関税率引上ニ依リ影響ヲ受クヘキ本邦重要輸出品」（日華実業協会往復）（一）所収 同右、四二三頁。
- ⑤ 久保亨ほか編『統計でみる中国近現代経済史』（東京大学出版会、二〇一六年）一四五頁。
- ⑥ 日華実業協会『支那関税特別会議参考資料』第一輯（洪沢史料館所蔵）一一二頁。
- ⑦ 債権償還問題の詳細は、正田康行「両大戦間期日本の対中国債権問題」国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出』（多賀出版、一九八六年、引用文は一一八～一一九頁）。
- ⑧ 対中貿易と投資が相互に矛盾しうる問題であることについては、小風秀雅「一九世紀世界システムのサブシステムとしての不平等条約体

- 制) (『東アジア近代史』第一三三号、二〇一〇年) など。
- ⑨ 在華日本紡績同業会編集・発行『船津辰一郎』(一九五八年) 一六六―一七二頁。
- ⑩ 大阪の実業家が関税会議に関して強硬な立場をとっていたことは既に概括的に指摘されているが(馬場前掲論文など)、ここでは東京での動きとの比較を行うため、やや詳細に事実関係を述べておきたい。
- ⑪ 「本所録事」(『大阪商業会議所月報』第二二二号、一九二五年一月、第二二二号、同年一月)。
- ⑫ 「本所録事」(同右、第二二三号、一九二五年二月、第二二四号、一九二六年一月)。
- ⑬ 「府市商議連合貿易懇談会」『大阪朝日新聞』一九二六年二月二日付。
- ⑭ 高柳「支那関税会議陳情報告」(『大阪商業会議所月報』第二二七号、一九二六年四月)。
- ⑮ 「対支債権に関し請願の件」(一九二三年三月二九日)「不確実及び無担保債権整理方交渉関係雑件 第一卷」(『外務省記録』E-11-5-10-J-6) 所収。この時の差出人は、三井物産・中日実業・古河電気・住友合資・大倉組・泰平組合・興源公司・三菱合資・東亜興業の九社。
- ⑯ 「対支那交通部電話材料債権整理に関する請願書」(一九二五年八月一日)「支那関税並治外法権撤廃問題北京会議 一件 外債整理 本邦債権者関係 第一卷」(『外務省記録』二一九一〇―一三一一、一二) 所収、など。
- ⑰ 「一九二五年九月二九日付幣原喜重郎外相宛請願書」 同右所収。
- ⑱ 「大正十四年九月十二日対支債権者会議に於ける木村重細卸局長談要旨」 同右所収。出席企業は、以下の通り。三井物産、泰平組合、古河電気、三菱合資、興亜会、東亜興業、中日実業、住友合資。
- ⑲ 「支那関税引上ニ因ル影響緩和和方法ニ関スル諮問会議記録」(一九二二年) 全国商工会議所関係資料刊行委員会編「全国商工会議所関係資料 東京商工会議所(経済資料センター) 所蔵」第一期(東京商工会議所、二〇一〇年) 一―二二三。
- ⑳ 「支那関税問題委員会」 同右、一七―四九八七。
- ㉑ 「大阪商業会議所総会議事録」(『大阪商業会議所月報』第二二三号)。
- ㉒ 前掲注②。
- ㉓ 前掲注⑭。
- ㉔ 「支那特別関税会議ニ対スル意見要項」(『日華実業協会往復』(一) 所収)『洪沢資料』三三九―三七二頁。
- ㉕ 来阪して関税自主権の容認を説く貴族院議員に対し、大阪の実業家が反論するという出来事もあった(『関税会議対策懇談』『大阪毎日新聞』一九二五年一〇月六日付)。
- ㉖ 例えば、「支那の新関税は我貿易にどう響く?」『大阪朝日新聞』一九二六年四月七日付、「今後三国共同案が通過しても対支輸出には激変がない」(庄司乙吉談)『大阪時事新報』同年五月四日付、など。庄司は日本側顧問として、会議に随行していた。
- ㉗ イギリスの政策の背景に関しては、L・ガードナー「極東国際政治と英米関係」細谷千博・齋藤真編『ワシントン体制と日米関係』(東京大学出版会、一九七八年)、宮田前掲論文などを参照。
- ㉘ 西田前掲論文は、日本が会議終盤においてアメリカと同調し、イギリスと対立したことを強調する。
- ㉙ 一九二六年六月一五日付在北京関税特別会議日本代表幣原喜重郎外相電報、外務省編集・発行『日本外交文書』大正一五年第二冊下巻(一九八七年) 八〇三―八〇八頁。

二章 国民政府の台頭と日華実業協会

一節 付加税課税問題への対応

関税会議の流会によって、中国関税改定の公式決着はひとまず先延ばしされることになった。しかしながら、この事態は新たな問題を引き起こすことになった。会議の頓挫によって当面の関税増収が見込めなくなった北京政府は、一九二六年一〇月に列国に対して条約改正を要求する旨を明らかにする一方、翌年二月から、青島・芝罘において従価二・五%の付加税徴収を行うようになった。さらに広州を基盤に勢力を拡大し、一九二六年七月より北伐を本格開始していた国民政府も、同年一〇月には広東・広西両省において同率の付加税の徴収を開始し、翌年に入ると長江流域においても課税を実施するようになったのである。本章では、このように南北両政府が外交的な協定を経ることなく独自に付加税を実施するという状況を、日華実業協会をはじめとする国内の経済団体がどのように認識し、それが実際の政治活動にいかに関与していったのかを論じる。

関税会議での税率引き上げに批判的だった在阪の実業家は、今回も反対を表明した。大商及び大日本紡績連合会（以下、紡連）は北京政府・国民政府による課税を、関税会議の決定を経ずに強行された非合法なものであると批判し、日本政府に外交上の善処を求めた。^①大商の声明は今回も京阪神の三会議所合同での協議を経て発せられたものであった。かかる付加税の実施は、税率としてはワシントン会議によって決定された二・五%の枠には従っていたものであったが、国際的な取り決めを結ぶことなく、一方的に実施されたということが批判の根拠となった。本来関税の改定を嫌っていた大商などにすれば、抗議を行うための正当な理由が生じていると考えられたのであろう。

そして、関税会議時との大きな違いは、日華実業協会が今回の国民政府の付加課税に対しては強硬な反対を表明するこ

ととなったことである。一九二七年一月に、同会は木村鋭市アジア局長を招いたうえで緊急協議会を開催し、さらに一月二四日に公表された「支那時局ニ対スル声明書」^③においては、「吾人ハ飽ク迄列国及ビ支那ト協調ヲ希望シテ止マザレドモ、条約上ノ違反ヲ黙認又ハ公認スルガ事態ニ立到ルコトハ、将来ノ為メ由々數大事ナルヲ以テ、支那ヲシテ合法的態度ニ出デシムルコト絶対必要ナリト信ズ」としてその施策を厳しく批判、同会の幹事たちも軒並み同様の趣旨の意見を示すようになった^④。この後も四月に会長の渋沢が若槻礼次郎首相を直々に訪問するなど、国民政府による関税の付加徴収には断固として抗議する姿勢を堅持したのである^⑤。

では、これまで中国の関税率そのものに関しては比較的柔軟な姿勢を示してきた日華実業協会が、国民政府の付加課税に対しては、かくも強硬に反対するようになったのはなぜだろうか。その際注意するべきは、前章で確認した、同会が対中債権の処理という観点から関税会議の成立を極めて重視していたという点である。同会は関税会議の中止を受けると、その結果を「民国ノ為メ誠ニ遺憾トスル所」であるとして、「政局ノ安定ト共ニ会議ノ再開ヲ希望シテ止マナイ次第デア」るとの意向を示しており、その後も関税会議の成立が対中債権問題の解決に当たってきわめて重要な意味を持つことを主張していた^⑦。日華実業協会は一九二七年二月二日に佐分利貞男条約局長と中国問題に関する会談を行っていたが、そこでも「関税会議ニ対シテハ南方ハ不平等条約ニ依ルモノトシテ反対シ居レルモ、現状ニ於テ南北各代表ヲ加ヘタル非公式會議続開ノ見込アリヤ、関税會議ニ対スル将来ノ見込〔如何〕」との諮問を行うなど、関税會議の再開に強い関心を示していたのである。

そしてここでの諮問内容から読み取れるように、日華実業協会は関税會議の再開の可否を握る存在として、国民政府の動向に着目していた。関税會議が実際に再開される可能性があるのか否か、前年来情報は錯綜していたが、少なくともこの段階において、北京政府からは再開の希望が伝えられている旨が報道されていたことが確認できる^⑨。その一方で国民政府は関税會議の開催そのものが「不平等条約」の存在を前提にしたものであるとして否定していたが、このことは日本に

においても報道されていたのである。¹⁰⁾ かかる状況において、国民政府が関税会議の協定を経ずに付加税徴収を一方的に実施する事態が続けば、会議の再開は困難なものとならざるを得ず、したがってこれは断じて容認できるものではなかったと考えることができるのである。実際に日華実業協会による意見書の内容と大商によるその内容を綿密に検討すると、大商などが南北両政府の課税に関してそれぞれ反対を表明していたのに対し、同会の反対は特に関税会議の開催を否定していた国民政府のそれへ向けられていたことがわかる。そして次節以降で確認するように、あくまで関税会議の再開を求めるといふことが、以後の日華実業協会の活動の基礎に据えられていたのである。

ただ批判の力点が異なっていた面はあるにせよ、南方政府の課税に関して反対するという点においては両者の姿勢は共通していた。このことが、以後の双方の一致した運動を可能にしたことになった。紡績業関係者は、この時期中国に派遣していた船津を帰阪させ、中国現地の状況を聴取していたが、¹¹⁾ 日華実業協会も一月に上京した船津と会談し、意見交換を行っていた。一月に提示された日華実業協会の声明書も、最終的にはこの船津との会談を参考にしたうえで、大阪側の代表者（喜多又蔵、日華実業協会幹事）も起草委員に加えて作成されたものであった。¹²⁾ 関税会議の中断、そして国民政府の台頭といった事態の到来によって、国内実業界の中国関税問題に関する主張は、まとまりつつあったのである。

二節 「对支商権擁護連盟」の成立

ただし一九二七年初頭の段階では、中国情勢にもっとも過敏に反応していた紡績業界ですら、付加税課税について懸念を表明する一方で、実質的には政府の措置に任せて事態を静観するという方針をとっていた。¹³⁾ 付加税への懸念が陳情を超えた政治運動に直ちに発展することはなかったのである。

しかし、北伐の進行によって中国の政情不安が深刻化すると、その対中輸出に対する悪影響への懸念が大阪を中心に強まっていくことになった。一九二七年の対中輸出額は前年に比べ約三〇%も減少することになるが〔表2〕参照）、これ

は長江流域に北伐の余波が及んだことに原因があるとされ、さらにそれ以後の対中輸出に関しても悲観的な見方が示されるようになっていたのである。¹⁴⁾

さらに国民政府は同年七月二〇日、釐金の撤廃と引き替えに、九月からの関税自主権の回復を諸外国に対して宣告することとなる。これは結果として列国の反対により実現することはなかったが、同時代的には対中輸出の減退への危惧の念を抱いていた実業家を強く刺激する内容であった。七月の中旬には、大商が役員会において国民政府の付加税課税に抗議するよう要請する建議文を採択し、外相・商工相に提出した。¹⁵⁾ 次いで同月の末には、在華日本紡績同業会・紡連・輸出綿糸布同業会といった紡績業関連の団体が国民政府の課税を条約違反であると非難する決議を相次いで示すようになり、¹⁶⁾ 在阪の経済団体による反対運動は活発化した。

以上のような動きは、八月に入ると相互に結び付き、その規模を拡大してゆくこととなった。八月三日には、大商、紡連などの大阪に所在する経済団体が中心となり、「不当課税」をはじめとする国民政府の経済政策への対抗を主張するため、大阪・中央公会堂において「対支商権擁護連盟大会」を開催することを決定したのである。¹⁷⁾ 実際に八日に開催された大会では国民政府の課税への非難と日本政府の奮起を求める決議が採択され、その直後に開かれた演説会においては、約一〇〇〇名の聴衆の前で、喜多の開会の言葉に続き、国民政府の行動を条約違反であるとする演説が続いた。¹⁸⁾

ここで【表3】によって、当日の参加団体を改めて確認しておこう。その参加者の大半は、関西地方（特に大阪）の同業組合などで占められており、綿工業、雑貨工業といった対中輸出に関わる実業家を中心となっていたことが理解される。ただし同時に注意したいのは、関西の商業会議所や同業組合に交じって、日華実業協会がこれに呼応し、当日の大会に参加していたことである。大会の開催に当たって、関西の主催団体は、日本経済連盟会・日本工業倶楽部など在京の経済団体にも呼びかけを行っており、日華実業協会に対しても参加を慫慂していた。¹⁹⁾ この要請を受けた同会は、六日に対応を協議し、会長洪沢がこれに対する賛意を明らかにするとともに、角田陸郎（日清汽船）、萩野元太郎（古河電気）の二名を

【表3】 対支商権擁護連盟大会（1927年8月8日）参加団体

| | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 日本棉花同業会 | 日本船主協会 | 大阪貿易同盟会 |
| 大阪綿糸商同盟会 | 大阪商業会議所 | 大阪実業組合連合会 |
| 在華日本紡績同業会 | 京都貿易協会 | 京都工業同盟会 |
| 京都実業組合連合会 | 輸出協会 | 輸出綿糸布同業会 |
| 日華実業協会 | 和歌山商業会議所 | 神戸貿易同業組合 |
| 兵庫県護謨製造同業組合 | 大阪貿易協会 | 大阪綿布商同盟会 |
| 大日本紡績連合会 | 神戸商業会議所 | 京都輸出絹業会 |
| 京都商業会議所 | 時事研究会 | 堺商業会議所 |
| 日本安全燐寸同業組合 | 神戸海陸産物貿易同業組合 | |

※『大日本紡績連合会月報』第402号による

【表4】 対支問題懇談会（1927年8月17日）参加団体

| | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 大阪商業会議所（2名） | 神戸商業会議所 | 京都商業会議所 |
| 時事研究会 | 内外棉株式会社 | 大阪合同紡績株式会社 |
| 横浜実業組合連合会（2名） | 横浜貿易協会 | 横浜輸出絹織物同業組合 |
| 日本工業倶楽部 | 豊田紡織株式会社 | 富士瓦斯紡績株式会社 |
| 東京商業会議所（22名） | 横浜商業会議所（2名） | 大日本紡績連合会（3名） |
| 在華日本紡績同業会（2名） | 上海商業会議所 | 日華実業協会 |
| 鐘淵紡績株式会社 | 東京実業組合連合会（2名） | 日華紡織株式会社 |

※『商工月報』第3巻第9号による

代表として派遣することを決していたのであった。²⁰大阪の経済団体と日華実業協会の見解が付加課税反対という点において一致し始めていたことは前節で指摘したが、国民政府の関税自主権回復宣言をきっかけとして、両者は実際の政治運動の中で合流してゆくことになったのである。

日華実業協会が大阪の動きに呼応したことは、運動のさらなる展開に貢献することとなった。大阪での大会の直後、主催者側は運動の拡大を期して、船津・喜多らを上京させ、勧誘活動にあたらせた。そして彼らはここで日華実業協会役員と面会するとともに、東商なども協力して、運動を発展させる算段をつけることになった。²¹最終的には、八月一六日に東商において、合計四〇名の実業家の参加のもと中国問題に関する連合懇談会が開催され、その参加者を以て「対支商権擁護連盟」が成立することとなり、さらに翌日には参加者を集めて今後の活動に関する懇談会が開催されたのである。²²

本連盟に参加した経済団体の構成は、【表4】の通りである。関西地方の商業会議所などこれまで活発に運動

を展開してきた団体のみならず、在京の経済団体や紡績会社、また日本経済連盟会・日本工業倶楽部などの財閥を中心とした経済団体も加わっており、地域を横断した連帯が形成されていることが指摘できるであろう。これを契機として、東京・大阪それぞれに実行委員が組織されることとなり、継続的な運動が模索されることとなった。このような動きについては、当時の新聞報道においても「今回支那に起つた関税自主不当課税問題を転機として立つた対支商権擁護団は実に東関西を通じて尙対支事業に関係する人物を網羅して居る点は従来特殊の立場にあつた一部実業家のみの団体と其の趣を異にしてゐる」と評されたように、東京・大阪の実業家が組織的に結束したという点において、従来にない新たな動向として把握できるものであつた。

大会が挙行されて程なく、対支商権擁護連盟の代表者たちは、政府（田中義一内閣）に加え、与党政友会・野党民政党に対しても、外交上の督励を求める旨を陳情した。また特に政府に対しては、官民合同の意見交流会を開催することを要求し、政府もこれを了承、田中首相・外務省関係者を交えて懇談会が開催された。実業界としての連携が強化されるとともに、政府との意見交換の場を設けることが求められるようになっていったのである。

三節 「対支問題連合協議会」の開催と南北和平勧告要求

このように、付加課税問題への対応を通して、日華実業協会を媒介として東西の実業家が連携した動きが起ころうになった。ただしその具体的な主張は、国民政府による課税に反対するということのみであり、実業界の側から積極的な政策提言を伴ったものとは言い難かった。しかし翌一九二八年に入ると、関税会議をめぐる状況の変化によって、運動はさらに進んでいくことになる。

そのきっかけは新たに中国の総稅務司に就任したイギリス人・エドワードが、関税問題が未解決になっていることが中国国内の混乱を助長しているとして、同年一月に南北両政府に対して、関税会議の再開を勧告したことであつた²⁴⁾。この動

きは最終的には失敗に終わったものの、当時の日本においては関税会議再開への期待を高めるものであった。²⁵ 日華実業協会もこの件をきっかけに関税問題への対応を改めて協議し、三月三〇日に意見書として公表することとなった。²⁶ この意見書は、①「関税会議ノ再開ニ関シテ」と、②「支那ノ平和恢復ニ関シテ」の二項目からなり、両者は互いに関係している。まず前者に関しては、「関税制度改革及び現行ノ各種不当課税解決並ニ不確実債務整理ノ為メ、之カ再開ヲ促進セシム可」きであるが、その実現にあたっては、「少ナクモ支那国民ヲ代表スト認メラルヘキ政權ヨリノ提議ニ対シ、始メテ之ニ応ス可ク」とされ、そのためには「別項平和ニ関スル勸告提唱ノ遂行ト関連シテ之ヲ利導シ、以テ国内統一ノ形勢馴致ニ努ムルコト」が必要とされる。そしてこれを受けて②の中国の和平問題そのものについての意見が詳述され、従来の内政不干涉主義を脱して中国への和平勧告に踏み切ることの必要性が説かれたのであるが、それには南北対立によって生じた「最近ノ過激ナル排外運動及不当課税等ノ為メ、其ノ通商貿易ハ益阻害減退サレ、企業投資ハ極度ノ圧迫ヲ蒙リツツ」あるという現状を解決するという意味も与えられていた。すなわち、この二つの提言は、関税会議流会後長引く中国の混乱した状況に対する、根本的な打開策として位置づけられていたのである。²⁷

他方で既に述べてきたように、大阪の実業家にとつて、中国の関税引き上げが公的に決定されてしまうという意味において、関税会議の開催は必ずしも好ましい事態とは言えなかった。しかし、「北京政府を始め各地の軍閥が各任意に差等税率又は関税自主を実行するが如きは啻に通商条約を無視するものなるのみならず徒に通商貿易を破壊し軍費の捻出を容易ならしめ延いて内乱の継続を助長するに過ぎざる」ものである（三月七日、大商で開催された「対支関税問題協議会」の決議文）と述べられたように、この頃彼らの間では、国際会議によつて関税の使途が規定されることのないまま、各軍閥によつて課されている付加税が軍事費に流用され、中国国内の混乱を招いている事態の方が、より深刻とみなされるようになっていた。²⁸ 在阪の実業家が、中国内乱が対中貿易に与える影響を強く懸念していたことは前節で確認したが、そのような懸念はこの時期においても深刻だったのであり、²⁹ 三月中に在阪の紡績業関係者（紡連・在華日本紡績同業会・輸出綿糸布同業

【表5】 対支問題連合協議会（1928年5月17、18日）参加団体

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 日本商工会議所 | 日華実業協会 | 大日本紡績連合会 |
| 大阪商工会議所 | 京都商工会議所 | 横浜商工会議所 |
| 広島商工会議所 | 和歌山商工会議所 | 岐阜商工会議所 |
| 安東商業会議所 | 大連商業会議所 | 長春商業会議所 |
| 奉天商業会議所 | ハルビン商業会議所 | 青島商業会議所 |
| 日本貿易協会 | 貿易同盟会 | 輸出綿糸布同業会 |
| 日本経済連盟会 | 東京商工会議所 | 金澤商工会議所 |
| 神戸商工会議所 | 名古屋商工会議所 | 鉄嶺商業会議所 |
| 京城商業会議所 | 小樽商工会議所 | 在華日本紡績同業会 |
| 日本工業倶楽部 | 営口商業会議所 | |

※『支那問題連合協議会報告』による

会・日本棉花同業会）が、有田八郎アジア局長に面会した際にも、同様の認識から南北和平による統一政権の樹立が必要であるとの意向が表明されていた。³⁰すなわちここで彼らはこれ以上の中国内乱を抑止し、経済的混乱を防ぐための方策として、日華実業協会と同じく南北統一政権の樹立を望むようになったのである。実際に、意見書の発表を受けて間もなく、大阪側の代表として喜多らが上京し日華実業協会と調整を行い、五月初頭には日華実業協会の意見書と同様に南北和平勧告などを求める決議文が、在阪の「対支関係者懇談会」の名によって採択されることになったのである。³¹

以上のような動きを前提として、日華実業協会は、中国問題に関して再度東西の実業家を網羅した大会を開催することとした。³²これまでみてきたように、大会の本来的趣旨はあくまで関税・中国和平問題におかれていたが、北伐の進展に危機感を抱いた在満日本人商工業者からの要請により、満州問題も議題に加えられ、開催時期も早められることとなった。³³日華実業協会から大阪の経済団体にも打ち合わせがなされた上、最終的に五月一七・一八日の両日に、東商において、「対支問題連合協議会」と題した大会が開催されることになったのである。

ここでは決議として、①「濟南事件二関スル件」、②「和平勧告二関スル件」、③「条約尊重二関スル件」、④「関税会議二関スル件」、⑤「対支外交二関スル件」、⑥「滿蒙問題二関スル件」の六項目が採択された。³⁴②③④⑤に関しては、先にみた日華実業協会の意見書をきっかけに議論されてきた内容がほぼそのまま述べられた

ものであり、①⑥は北伐の進展によって当時喫緊の課題となっていた事項に関して、日本の権益の擁護を訴えたものであった。参加者の構成と合わせて確認してみても〔表5〕三月以来練られてきた内容に、大会の開催期に特に問題になっていた事項が付け加えられたといえるであろう。すなわち、ここにおいて中国の南北和平を前提として、関税会議を開催することが日本の実業界の主張として体系的にまとめられ、提示されることになったのである。

本章で明らかにしたように、中国国内の混乱による関税会議の中断と付加税徴収の実施は、日華実業協会の政治運動を変化させることになった。すなわち第一に、付加税の実施に対しては、大商などの在阪の経済団体に加えて、日華実業協会も明確に反対の姿勢を示した。第二に、在阪の経済団体が課税反対の政治運動を起こすと、日華実業協会もこれに呼応し、在阪の経済団体と在京の経済団体の動きを媒介する役割を果たすようになった。第三に、これらの動きを前提として、最終的には日華実業協会を中心として、関税会議の再開と中国南北和平勧告を求める意見が、国内実業界の見解として表明されるに至った。本章が対象とした期間を通じて、同会を軸に東西の実業家が一致した政治運動と政策提言が行われるようになったのである。このような変化は、中国情勢の流動化に対応しようとする中で結果的に生じた面が強いが、その中で東西の実業家の意見交流や協同が進展していったことが、以後の日華実業協会の運動の前提となっていたのであった。

- ① 「支那関税附加税に関する陳情書」〔大日本紡績連合会月報〕第四一三三号、一九二七年一月、「本所録事」〔大阪商業会議所月報〕第二三七号、同年二月。
- ② 「日米英が提携し対支政策の徹底を」〔中外商業新報〕一九二七年一月八日付。
- ③ 「日華実業協会第七回報告書」所収『洪沢資料』四五〇～四五二頁。
- ④ 「条約の改正を措いて自主権は許されぬ」〔森広蔵〕『中外商業新報』一九二七年一月一九日付、「条約無視の行動には飽くまでも反対」〔入蔵〕。
- ⑤ 江海平、同右、同年一月二〇日付、「対支策の根本は列国協調が先決」〔白岩龍平〕同右、同年一月二二日付、など。
- ⑥ 「対支問題と日華実業協会」〔大阪朝日新聞〕一九二七年四月三日付。
- ⑦ 「第六回重要会務報告 大正十五年一月以降」〔日華実業協会第六回会務報告書〕所収『洪沢資料』四一三頁。
- ⑧ 一九二七年二月付幣原外相宛洪沢栄一（日華実業協会会長）書簡「牧野伸顕関係文書」書類の部五四八（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

- ⑧ 「日華実業協会往復」(二) 所収『渋沢資料』四五六頁、以下この会談に関する引用は本史料による。
- ⑨ 「関税会議再開の提議」『東京日日新聞』一九二七年二月九日付。
- ⑩ 「関税会議再開に反対」『広東政府通牒』『中外商業新報』一九二六年七月一八日付。
- ⑪ 「強硬意見が多い在支紡績時局対策」『大阪朝日新聞』一九二七年一月二日付。
- ⑫ 「日華実業協会 時局対策協議」同右、一九二七年一月一六日。
- ⑬ 「政府に信頼して対支策は形勢監視」『中外商業新報』一九二七年一月一九日付。日本政府は中国の付加税実施に関しては南北双方に対して反対するとの報道がされていた(「南北政府に区別はない」『東京日日新聞』一九二六年一月一五日付)。
- ⑭ 大阪市産業部が市内の対中貿易従事者三〇〇名に調査を行ったところ、回答者の大半はこのような悲観論者であったという(支那の暴民に対しては隠忍自重は考へもの)『大阪時事新報』一九二七年四月二二日付。
- ⑮ 「本所録事」(『大阪商業会議所月報』第二四三号、一九二七年八月)。
- ⑯ 「条約違反を難する強硬な反対決議」『大阪朝日新聞』一九二七年七月三一日付、「本会記事」(『大日本紡績連合会月報』第四二〇号、一九二七年八月)。
- ⑰ 「対支商権の擁護連盟大会を八日大阪中央公会堂に開く」『中外商業新報』一九二七年八月四日付。
- ⑱ 「支那の暴状は「国際信義の無視」断固自衛策を講ぜよ」『大阪朝日新聞』一九二七年八月九日付、「対支商権擁護連盟記事」(『大日本紡績連合会月報』第四二〇号、同年八月)。
- ⑳ 「役員会並二諸会合記録」(大正十四年十二月以降)^(五)(「日華実業協会前掲注」⑰)。

- 第七回報告書」所収)『渋沢資料』四八五～四八六頁、「日華実業協会が不当課税に反対」『中外商業新報』一九二七年八月七日付。
- ⑳ 「対支商権擁護連盟上京委員トノ会合ノ件」(「日華実業協会往復(二)」所収)『渋沢資料』四八五頁、「対支商権擁護の実行運動に着手」『中外商業新報』一九二七年八月一〇日付、「対支商権擁護に国民的大運動を」同右、同年八月一七日付、「商業会議所録事」(「商工月報」第三卷第九号、同年九月)。
- ㉑ 「対支商権擁護の大同盟成立す」『中外商業新報』一九二七年八月一日付夕刊、「対支商権擁護に政府も諒解」同右、同年八月一九日付、以下連盟の動向については本史料による。
- ㉒ 「漸く醒めんとする実業家」『中央新聞』一九二七年八月一八日付、「対支経済問題と東西経済団体連盟」『報知新聞』同年八月一七日付、も同趣旨。一九二三年には中国の旅順・大連回収運動への反対集会を国内の商業会議所が一致して開いていたが(副島前掲「一九二〇年代のブルジョワジーの中国政策」二三二～二三三頁)、関税問題のような多様な利害が関係する継続的な経済案件について合同運動がみられたのは初めてであると思われる。
- ㉓ Stanley F. Wright, *China's struggle for tariff autonomy, 1843-1938*, Shanghai: Kelly, 1938, pp.627-628.
- ㉔ 例えば、「対支和平勧告の提唱」(『外交時報』第五五八号、一九二八年三月)、根岸信「南北関税会議」(『支那』第一九卷第三号、同年三月)など。
- ㉕ 「支那関税問題並二時局ニ関シ」(「日華実業協会第八回報告書」所収)『渋沢資料』四九四～四九五頁。
- ㉖ なお、坂本稚子氏は、この意見書について「関税会議の再開については、関税自主権を認めてはしければ、まず南北統一(妥協)してか提起せよ、それなら交渉のテーブルに着こうと難題をもちだし、実

質的に拒否していた」とする（坂本前掲書、二四二頁）。しかしこれまで見てきた通り、日華実業協会は関税会議の再開をむしろ積極的に要望してきたのである（本意見書の解釈については、片桐前掲書一八六―一八八頁も参照）。また、氏は後述の「対支問題協議会」に至る時期の日華実業協会の活動の中核にあつたのは北伐に対する満蒙權益の擁護にあつたとされるが、本論で述べたように、実際に重視されていたのは、関税会議の再開とその前提としての南北和平であつた。この意見書は同時代においても、中国内の動乱を抑えることを求めたものであり、満蒙問題についての言及は不十分なものと見なされていたのである（『実業家の対支意見』『中外商業新報』一九二八年四月五日付）。この時点での同会の主張の力点は強硬な満蒙政策にあつたのではなく、ワシントン会議の決定に準拠して対中貿易投資問題を解決することにあつたとみるべきである。

⑳ 「本所録事」（『大阪商工会議所月報』第二五〇号、一九二八年三月）。

三章 日中関税協定の締結と日華実業協会

一節 国民政府による条約廃棄通告の反響

しかしながら、日華実業協会が要請した南北和平の実現・関税会議の再開は、現実的には極めて困難といわざるを得ないものになった。これまで関税会議の開催を否定してきた国民政府が北伐を完遂・中国本土の統一に成功し、一九二八年七月七日、「不平等条約」の廃棄を列国に対して通告、関税自主権の回復を改めて要請したのである。さらに今回はアメリカがいち早くこれに呼応し、同月二五日には米中間で関税条約が締結された。これは列国にも大きなインパクトを与え、中国の関税自主権回復容認への流れが加速していくことになった。^㉑本章では、このような「不平等条約」の廃棄・新条約

㉑ 特に中小の繊維・雑貨工業関係者の被る損害は甚大であるとされた（『支那動乱の影響で小工業者に大打撃』『大阪朝日新聞』一九二八年七月五日付）。

㉒ 「紡績関係業者の支那関税協議」『中外商業新報』一九二八年四月一日付。

㉓ 「関西実業団が対支態度決定」『大阪朝日新聞』一九二八年五月四日付など。

㉔ 「対支問題協議会ノ件（一九二八年五月五日）」（日華実業協会往復）（二）所収『洪沢資料』四九八頁。

㉕ 「済南問題も含み対支協議会開催」『中外商業新報』一九二八年五月六日付。

㉖ 日本商工会議所・日華実業協会・日本経済連盟会・大日本紡績連合会『支那問題連合協議会報告』（一九二八年五月）一九―二二頁。

の締結を余儀なくされるという事態に対して、日華実業協会が展開した政治運動を検討していく。

国民政府からの条約廃棄要求に対して、日華実業協会は直ちに反応を示した。条約廃棄宣告が行われた直後の七月二〇日には、幹事会が召集され、北京公使館・奉天及び青島在勤の外交官を迎えた上で、条約問題の善後策について協議が行われた^②。

そして同年八月以降、新条約の締結が不可避という見通しが広まると、大阪では再度関税問題についての関心が高まり、中国との条約改定について有力実業家間での協議が開始されるようになっていた^③。また先年来の中国情勢の流動化を受けて、大阪では独自の実業家団体の必要性が議論されるようになっており、同じく八月には新たに在阪の実業家を中心に、「日華経済協会」が結成されることになった（会長：谷口房蔵（大阪合同紡績）、副会長：喜多・深尾隆太郎（日清汽船）^④）。国民政府との新条約の締結が不可避という情勢になるなかで、大阪での実業家の動きは再び活性化することになったのである。

当時の日本政府は引き続き田中義一内閣であったが、田中は表向きには国民政府の宣告に抗議し、これに従い得ないとしていた。しかし、先に確認した列強の対応の変化により、現実的には国民政府の要求を拒み続けることは困難になった。最終的に田中内閣は、国民政府が提議した、暫定措置として関税会議において列国が承認した差等税率案を実施するという案に対して、関税増取分を債務整理に充てることなどを条件とし、二九年一月に暫定税率協定を妥結させたのであった^⑤。しかし、このような政府の措置に対して厳しい批判を行った政治勢力が存在した。当時野党の立場にあった民政党である。前章で確認したように、同党は一九二七年八月に「対支商権擁護連盟」からの陳情を受けていたが、これを受けて外務省に問題解決に向けての努力を要望していた^⑥。このように実業家の要求を擁護する姿勢は、国民政府による条約廃棄宣言をきっかけに、政友会政権への攻撃に転化された。条約廃棄宣告を受けると同党は直ちに国民政府への批判を行ったが、党内でも少壮代議士を中心に、条約問題を題材に政府を攻撃する動きが生じるようになった^⑧。党執行部も「米支新条約成立につき現政府は茫然として何等手を尽すところなく機宜の措置を誤まれるは一大失態である」（一九二八年七月三一日総

務会^⑨として政府を批判した。そして田中内閣が暫定税率をまとめた際にも、民政党の政務調査会などにおいては、債権償還額において中国への譲歩が過ぎるとされ、「強硬外交を高唱して幣原外交の軟弱を攻撃したる田中内閣は、前内閣当時以上の良き条件を以てこの問題を解決する責任がある」と詰め寄ったのである^⑩。またほぼ同じ時期に、民政党は条約改定問題を帝国議会においてとりあげていたが、その批判の趣旨は政府の外交方針や交渉の現状は公にされておらず、「国民外交」の精神にもとるといふものであった^⑪。国民政府の権力掌握で関税問題の先行きが不透明になったことによる国内の不安を前提に、政権批判を試みていたことが示唆されよう。

そして特に注目されるのは、この期間に、安達謙蔵・小橋一太といった党有力者が大阪に出向き、稲畑勝太郎（大商會頭）、高柳、谷口といった実業家と会談していることである。この時安達は「田中内閣の対支外交については、種々遺憾の点が多い、また内閣も迷つて居る」としており、実業家側に政府批判を促していた。与党政友会も民政党代議士の動きと相前後して、森恪ら領袖が大阪へ出向き、実業家代表と会談して政府の対中外交の内容を説明、その支持の獲得に努めていたことが確認される^⑫。これは恐らくは民政党の動きに対する対抗措置であろう。すなわち国民政府の条約廃棄宣告という関税会議の再開を事実上不可能にする事態の発生によって、関税問題の帰趨が、改めて二大政党の間における争点のひとつになりつつあったのである。

国民政府による条約廃棄宣告によって、日華実業協会は、条約廃棄後における関税率の再設定と、二大政党との関係という二つの課題に直面することになったのである。

二節 日華実業協会の対応

では、以上の問題に対処する中で、日華実業協会の活動のあり様は最終的にどう定まっていたのであろうか。政党との関係という点に関して、前章で確認した一九二八年五月の「対支連合協議会」における決議の⑤「対支外交ニ関スル

件」では、次のような注目すべき主張がなされていた。

従来我国歴代政府ノ対支政策ヲ顧ルニ、其ノ更迭毎ニ変更著シキモノアリタル為メ、対支貿易及企業上有形無形ノ損害少ナカラサリシハ勿論、往々支那国民ヲ誤解ニ導キタル事ナキニ非ス、仍テコノ際政府ハ支那ノ和平並ニ兩國ノ経済的繁栄ヲ基礎トシ、政党派ヲ超越セル対支根本政策ヲ確立セラレンコトヲ望ム

すなわち、ここでは外交問題を二大政党間の争点にするべきでないという主張が明確にされていたのである。この意見の草案は日華実業協会が中国南北和平勧告・関税会議の再開の提議を検討する中で作成されたものであり、そこでは国策・世論を一定のものとするため、「臨時外交委員会ノ如キモノ」を設置し、「政派ヲ超越シテ公平且永續性ノ機関トナス」ことが緊要であるとされていた¹⁴。当時同じく、関税会議の開催と南北和平勧告を唱えていた論者が、これらの政策を実現するためには、安定的な政府のもと、与野党間の政争を廃して挙国一致であらねばならないと唱えていたことを踏まえると、日華実業協会も同様の認識からこのような決議をなしたものと推測することができる。実はこの時は攻撃を受けていた友友会は、関税会議の開催時には、幣原外交を経済的に譲歩が過ぎるものであるとして、民政党の前身である当時の憲政会政権を批判していた¹⁵。つまりこの時の与野党関係とは逆の構図が出来上がっていたのであり、両政党の関税問題に対する態度は必ずしも一貫したものとはいえなかった。日華実業協会が切望していた関税会議の開催と中国内乱の抑止を実現するためには、かかる国内状況は克服されねばならないと考えられたのである。

事実この決議文に示されたスタンスは、関税問題をめぐって二大政党間の動きが活発化してからも変化することはなかった。日華実業協会の幹事会においても改めて外交を政争の外に置くように求めることが確認されていたし、先に見た民政党代議士の大阪訪問に対しても、実業家代表からは、「朝野の二大政党が対外政策殊に対支外交についてはこの際国家

のため一致して当ることが必要」との趣旨の返答がなされていた。当時、在阪の実業家の多くは国内経済政策をめぐって政友会への反発を強め、民政党への接近を図っていたが、これは対照的に外交問題を政府批判の争点とすることは避けられたのである。

国民政府の条約廃棄宣告が行われた後の実際の運動として、同会が力を注いだのは、二章までで確認した運動を受け継いで、実質的に関税会議で議論された内容が国民政府との新条約締結にあたってでも実現されるよう、実業界の意見をとりまとめ、政府に対して要請することであった。前節で見たようにこの時期大阪では日華経済協会という団体が結成されたが、それを受けた日華実業協会は、直ちに喜多（日華経済協会の副会長と日華実業協会の幹事を兼任）と懇談を行い、中国問題に関しては今後も提携してあたっていくことを確認した。この頃大商は、国民政府が関税会議での議論内容に従わず「甚しく高率且複雑」な課税を実施するのではないかと懸念から、政府に対して「関税会議再開の爲め速やかに適当の対策を講じ」ることを求めるようになっていた。関税会議で規定されるはずだった税率は、在阪の実業家にとっても容認可能だったのであり（一章二節）、ここで国民政府の条約廃棄宣告というショックが生じたことにより、関税会議の重要性を認める点において、東京・大阪の実業家の意見は最終的に一致するようになっていたのである。九月に開催された日華実業協会の幹事会では、喜多ら大阪側の代表者を交えて議論が行われ、日華実業協会と日華経済協会が連名で、関税会議での税率を固守せよという主張を外相宛に提出することになった。

そして関税会議について国内実業界が抱えていたもうひとつの論点、借款償還問題に関しても議論は進んでいった。日中交渉が開始されると、対中債権を抱える実業家は、どの程度実際に償還が行われるのかという点に敏感になっており、一九二八年の十一月には、東亜興業・古河商事・中日実業・三井物産・大倉組・泰平組合・住友合資・三菱合資の八社が会合し、以後対中債権問題に関して結束して運動することを決した。

このような債権償還を重視する立場も、日華実業協会に共有されていた。同会は東亜興業の関係者らを幹事会に招いて

中国情勢について意見を交換するとともに、一九二八年末には債権団の陳情に呼応するようなかたちで、日中交渉に際して債権の償還額について譲歩しないよう、意見を表明するに至っていた。²⁴ 対中債権を抱える企業が組織的に意見をとりまとめて陳情を行うとともに、日華実業協会も彼らの意見を汲み上げるといふかたちが出来上がっていたのである。さらに、右に確認した陳情に際しては、前もって日華経済協会の喜多との意見交換を行うことが確認されており、最終的に喜多の上京を待って、税率・債権問題双方に関する基本方針が確定されることになった。²⁵ ここで確認された内容は、①国民政府に關稅增收分を債務整理に充當させること、②その額は年額約五〇〇萬元とし、以後漸増させてゆくこと、というものであった。

したがって、民政党が批判した田中内閣が国民政府との間で結んだ暫定協定は、關稅會議の税率案をもとに債権問題の解決も志向しているという点において、決して容認できないものではなかった。国民政府との間で交渉されている差等税率案が知られるようになると、大商はこれを容認し、「此際日支両国間に於ける諸懸案の解決を期するを可とす」との意見を採択した。²⁷ これ以後、大商・日華經濟協會は、關稅問題について事態の推移を静觀するようになった。²⁸ 日華實業協會同会もこの税率協定をもつて本問題は「解決ヲ見ルニ到」ったとして、その内容を認める立場を明らかにしたのである。²⁹

もつとも以上の措置はあくまで暫定的なものであり、アメリカに続いて列国が中国の關稅自主權を承認していった田中内閣の末期（一九二九年四月）には、日本も中国との間に新たな關稅協定を結ぶことが既定方針となった。日華實業協會はこの新協定締結問題に関する実業界での意見調整に積極的に関わった。同会は一九二九年八月に日本經濟連盟会と「支那問題特別調査委員會」を結成し、綿製品の關稅率などに関して議論を行った。最終的には二団体の連名で「日支通商條約改訂に關する意見書」を政府に対して提出し、中国の關稅自主權回復後も、重要輸出品には現行の差等税率を基礎とした互惠協定を結ぶことなどを要求することになった。³⁰ この調査委員會の会長には、日華實業協會の幹事を務める門野重九郎が就任し、彼の下で有力經濟団体との連携を図りつつ、税率問題についての意見が練り上げられた。關稅會議時点と異なる

り、日華実業協会が実業界の意見の周旋に動くようになっていくことがわかるであろう。

このような同会を中心とした動きが、政府の政策決定過程にどのような影響を及ぼしたのかということ、それ自体を論証することは難しい。しかし、政府がこのような実業家の動きを意識し、意見調整を試みるようになっていた事例を指摘することはできる。右の意見書の提出に先んじて、一九二九年六月には、外務省内に「条約改正準備委員会」が設置された。これは官制によるものではなく、懇談会というかたちではあったが、そのメンバーには政府関係者のみならず、兒玉謙次（横浜正金）・三宅川百太郎（三菱）・安川雄之助（三井物産）・喜多ら日華実業協会の幹事などが加えられることになった。^① さらに同月中には、条約問題に関する外務省と実業家の懇談会が二度にわたって開催され、大阪側の代表者も交え協議が行われていた。^② このような協議会は、「対支商権擁護連盟」の結成時（二章二節）にも行われたものであったが、関税協定をめぐる交渉が佳境を迎えるなかで改めて開催されることになったのであった。そして日華実業協会が残した記録によれば、条約改定にあたる過程で「外務省主催ノ官民懇談会等ニ於テ充分当局ト懇談ヲ遂」げたとされているように、最終決着に至るまでの外務当局との折衝内容は、肯定的にとらえられていたのである。^③

結果的に、新たな日中関税協定は、民政党の浜口雄幸内閣への交代を経て、一九三〇年五月に締結されることとなった。日本側は関税自主権回復後も主要輸出品八九品目に対して協定税率を残存させるよう要求したのに対し、それが認められなかったものは六二品目にとどまっていたが、関税会議の税率が参照軸となっていたという点で日華実業協会にとっても妥協不可能なものではなかった。政府・外務省が日華実業協会との意見交換を密にし、彼らが交渉にあたって要求した原則が守られたことよって、一九二〇年代後半から展開された日中関税問題は、日本国内から大反発を引き起こすことなく、ひとまずの着地点を見出すことが出来たのである。

① 久保亨『戦間期中国（自立への模索）』（東京大学出版会、一九九九

② 「出先き外交官を招き対支問題を講究」『中外商業新報』一九二八年七月二日付、「諸記録（昭和二年十二月以降）」（日華実業協会第八

- 「回報告書」所収、『渋沢資料』五〇三、五〇五頁。
- ③ 「対支条約改訂に阪神実業家動き出す」『中外商業新報』一九二八年八月二十五日付。
- ④ 「関西実業団が対支問題の決議」『東京朝日新聞』一九二八年五月一日付、「日華経済協会発会」『大阪時事新報』同年八月四日付。
- ⑤ なおこの妥協の背景には、国民政府内で、早期の関税自主権回復を求める「革命外交」路線より、関税率の漸進的引き上げを目指す「財政外交」路線が優位に立ったことがあった。
- ⑥ 「立憲民政党々報」(『民政』第一巻第五号、一九二七年一〇月一日)。
- ⑦ 「対支外交に対する我党の態度」(同右、第二巻第九号、一九二八年九月一日)。
- ⑧ 「対支決議発表」『大阪朝日新聞』一九二八年七月三日付。
- ⑨ 「立憲民政党々報」(『民政』第二巻第九号)。
- ⑩ 「立憲民政党々報」(同右、第三巻第二号、一九二九年二月一日)、引用は一宮房治郎の発言。
- ⑪ 第五六議会議院本会議での水井柳太郎の発言(一九二九年一月二日)『帝国議会議事録検索システム』(reiko.seisaku.ndl.go.jp)。
- ⑫ 「安達小橋両氏と支那問題を懇談」『中外商業新報』一九二八年八月三十一日付。
- ⑬ 「森外務次官と大阪実業家」『中央新聞』一九二八年八月二十六日付。
- ⑭ 「日華実業協会往復」(二)所収の意見書(一九二八年二月作成)『渋沢資料』四九一、四九二頁。
- ⑮ 根岸祐「挙国一致の外交」(『支那』第一九巻第五号、一九二八年五月)は、「現内閣は夙に和平勧告意思ある模様であるが、失敗の場合反対党に攻撃せらるゝを恐れて躊躇して居る」とし、「対支和平勧告の提唱」(二章注⑳)は、「現在国内政局が不安定であり、和平勧告を行うには」「腰を据えて之に取りかゝる政府」が必要との指摘をしている。
- ⑯ 「関税会議打ち見逃せぬ」(『政友』第三〇六号、一九二六年八月)など。
- ⑰ 「幹事会ニ於ケル対支時局ニ関スル申合」(『日華実業協会第九回会務報告書』所収)『渋沢資料』五一九頁。
- ⑱ 瀧口剛「民政党と大阪財界」(一)、『大阪法学』第五七巻第四号、第五八巻第五号、第六二巻第二号、二〇〇七、二〇〇九、二〇一二年)。
- ⑲ 「対支問題に提携して当る」『東京朝日新聞』一九二八年八月九日付。
- ⑳ 「本所録事」(『大阪商工会議所月報』第二五七号、一九二八年一月)。
- ㉑ 「諸記録(昭和二年十二月以降)」(『日華実業協会第八回報告書』所収)『渋沢資料』五〇六、五〇七頁。
- ㉒ 「日華実業協会往復」(二)所収の意見書、同右、五〇五、五〇六頁。
- ㉓ 「関税増徴対策引当に対支借款の取立」『中外商業新報』一九二八年一月一日付。
- ㉔ 「差等税率実施の通告に日華実業緊急協議」『東京日日新聞』一九二八年二月八日付。
- ㉕ 同右。
- ㉖ 「幹事会記録(昭和三年十二月下旬以降)」(『日華実業協会第九回会務報告書』所収)『渋沢資料』五一五頁。
- ㉗ 「本所録事」(『大阪商工会議所月報』第二五八号、一九二八年一月)。
- ㉘ 「本所録事」(同右、第二六〇号、一九二九年一月)、「日華経済協会対支問題申合」『中外商業新報』一九二八年一〇月三日付。
- ㉙ 「日支関税協定」(『日華実業協会第九回会務報告書』所収)『渋沢資料』五一〇頁。幹事の中には、債権償還額に不満を持つ者もいたよう

であるが（「釐金を除いたものならば影響は軽からう」（安川雄之助 談）『東京日日新聞』一九二八年二月八日付、これが民政党による批判と結びつくことはなかった。

③〇 「日支通商条約改訂ニ関スル意見書（案）」（『日華実業協会往復』

（二）所収）『渋沢資料』五一二～五一四頁。

③一 「条約改正準備委員会を設置」『東京日日新聞』一九二九年六月七日

付夕刊。

③二 「幹事会記録」（『日華実業協会第九回会務報告書』所収）『渋沢資料』五一七～五一八頁。

③三 「日支通商条約改訂」（『日華実業協会第九回会務報告書』所収）同右、五一〇頁。

おわりに

以上本稿では、一九二〇年代後半の中国情勢の変動に伴って、関税改定問題に関する日華実業協会の政治運動のあり様がどのように変化していったのかを検討してきた。最後に本稿の内容を要約し、当該期の日華実業協会の活動の特色とその位置づけについて述べたい。

第一次大戦後の中国関税改定は、日本の実業家にとって対中貿易と投資が複雑に入り組んだ問題であった。関税会議の開催時点においては、在阪の実業家は会議に対して対中輸出を重視する観点から批判的な姿勢を明らかにする一方、対中投資に従事している在京の実業家は、関税増収による借款償還を優先させる必要性から会議の成立を希望していた。幹事の多くを在京の実業家が占めていた日華実業協会は、基本的に後者の立場を優先し、大阪での運動と日華実業協会の活動とは相互に連携を欠いたものとなっていた。第一次大戦期以来の対立は、克服されていなかったのである。

しかし、関税会議の中断と国民政府の台頭という事態は、このような状況を変化させることになる。関税会議の再開を否定する国民政府が付加税の徴収を実行すると、日華実業協会は在阪の経済団体の動きに同調し、協同して反対運動を展開するようになった。他方で、当初は税率引き上げが決定されるという点で関税会議の開催に批判的であった在阪の経済団体も、中国内乱の深刻化が対中貿易に与える悪影響への懸念から、中国の統一政権の樹立を前提とした関税会議の再開

を求めるようになった。その結果、日華実業協会が中心となるかたちで、中国への南北和平勧告と関税会議の再開が、東西の実業家の総意として主張されるに至ったのである。

結果として、北伐に成功した国民政府によって条約の廃棄が通告されるに至り、中国との新関税協定締結は避けられない事態となった。関税問題の先行きは一層不透明なものとなり、当時の野党民政党から政府への批判が強まった。しかし日華実業協会は政党の動きとは距離を置き、関税会議の再開を求める従来の提言を継承するかたちで、差等税率の実施と債権償還の確約を求める姿勢を明らかにし、在阪の実業家や、日本経済連盟会などの有力経済団体との連携を強化して、政策提言を続けたのであった。

このように本稿で明らかにした事実からは、当該期を通じて日華実業協会を中心として、東西の実業家の意見調整が図られ、政府への要求を行うという運動のあり方ができあがっていったことが確認できる。従来は東京・大阪の実業家・経済団体の関係は必ずしも円滑ではなかったが、関税会議の中断・国民政府の台頭という事態を経る中で、同会は両者の意見を媒介し、運動を統合する役割を果たすようになっていたのである。

そしてその過程で、同会は関税会議の議論を基に税率・債権問題の包括的な解決を求めるといふ主張を堅持し、その実行に当たって政党間の対立を超えた対中政策の形成を訴えた。当時の二大政党間の対立の激化は、外交問題の政局化にも繋がりを有するものであったが、これを克服されるべき問題点として自覚し、自ら体系的な政策を形成していったところに、同会の活動のもうひとつの特徴があったといえる。

総じていえば、外交問題の国内政局における争点化を避けつつ、実業界内の対中政策についての意見をとりまとめ、政府との意見交換の緊密化を図ろうとしたことが、当該期の日華実業協会の運動の特質であった。かかる同会の活動はひとつには、当時の対中外交の国内的背景を安定的なものとし、政府・外務省による政策・交渉の遂行を助けることにもなったであろう。その一方でこの時期に実業界内での対中政策に関する意見の対立を克服したことは、日華実業協会がその設

立目的で示した通りに、対中外交への関与を強めていく前提となつたのではないだろうか。日中間の政府間関係が悪化する一九三〇年代において、日華実業協会の活動はその重要性を増していくと思われるが、具体的な分析は次なる課題としたい。

【付記】本稿は平成三〇年度松下幸之助記念財団研究助成による研究成果の一部です。

（京都大学文学部非常勤講師）

Chinese Tariff Revision in the Late 1920s and the Nikka Jitsugyō Kyōkai

by

FUJII Takashi

After World War I, Japanese businessmen organized a group called the Nikka Jitsugyō Kyōkai 日華実業協会 (Japan-China Business Association) that included a wide range of Japanese businessmen and business organizations who thought it necessary to solve economic issues between Japan and China. This paper analyses how this group developed a political campaign to deal with Chinese tariff revision, which was the most controversial economical issue between the two nations in the late 1920s, and clarifies the development of the group as a political organization.

When the Special Tariff Conference in Beijing was held in 1925 with the aim of reaching a final agreement among China and the powers, Japanese businessmen paid much attention because the issue was deeply linked with Japanese trade and investments in China. But the organizers of the Nikka Jitsugyō Kyōkai at first consisted mainly of businessmen from Tokyo, and the organization did not cooperate with the businessmen from the Osaka region because their interests conflicted.

However, when the tariff conference was broken off in July 1926 because of the turmoil in China, Japanese businessmen from throughout the nation were anxious about the future of Chinese tariffs. This change of the situation in China had a great impact on the campaign of the Nikka Jitsugyō Kyōkai. The association mediated the views of businessmen in Tokyo and Osaka, uniting them in the demand that the Japanese government make an effort to reopen the international conference and resolve the tariff issue comprehensively. Conflicts between the two regions were thus overcome by the Nikka Jitsugyō Kyōkai that also insisted that the policy toward China should not be affected by the conflict between political parties and be carried out consistently. Besides, it also provided opportunities for meetings with political authorities to exchange of views about this issue.

The activities of the Nikka Jitsugyō Kyōkai throughout this period were meant to integrate the views of domestic business circles and to develop

closer relationships with the government in order to facilitate an exchange of views. This also signaled the development of the Nikka Jitsugyō Kyōkai as a political group that would have a stronger involvement with diplomacy toward China in the future.

Key Words; business circles, Japanese diplomacy, Chinese tariffs